

医政医発 0115 第 1 号
平成 28 年 1 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県の役割について

平成 29 年度からの養成開始が予定されている、新たな専門医の仕組みの下での専門研修については、平成 25 年 4 月に本省において取りまとめた「専門医の在り方に関する検討会報告書」において、「新たな専門医の仕組みの構築にあたっては、少なくとも、現在以上に医師が偏在することのないよう、地域医療に十分配慮すべきである」とされている。

また、昨年 9 月から 12 月にかけては、新たな専門医の仕組みに関する地域説明会を順次開催し、地域医療に配慮した研修体制を形成するための、地域の関係者が協議する場の構築をお願いしてきたところ。

さらに、昨年 11 月には、一般社団法人日本専門医機構（以下「専門医機構」という。）から「専門研修プログラム作成における注意点について」（別添）が公表され、新たな専門医の仕組みにより、地域医療体制が現状より悪化することがないように最善を尽くすとされている。

これらを踏まえ、各都道府県におかれては、専門医機構による専門研修プログラム（以下「プログラム」という。）の認定に向け、医師が偏在することなく専門医の質を高める体制が構築されるよう、「専門医の在り方に関する検討会報告書」（平成 25 年 4 月 厚生労働省）、「専門研修プログラム作成における注意点について」（平成 27 年 11 月 専門医機構）等を踏まえて、下記のとおり関係者と協力した取組をお願いする。

なお、プログラム認定後も専攻医の採用が決定するまでの間、地域における調整が必要になると考えられることから、各都道府県におかれても調整への協力につき、ご承知おきいただきたい。

記

1. 地域の関係者による協議の場の設置

- ・ 地域医療対策協議会等の場を活用し、専門研修を行う基幹施設及び連携施設（以下「研修施設」という。）、大学、医師会、病院団体、都道府県等の関係者が、専門研修について協議する場を設けること。

2. プログラムの把握及び調整

- 本年1月から3月までを目途に行われる基幹施設から専門医機構へのプログラム申請にあたり、管内の研修施設におけるプログラムの内容を把握すること。
- プログラムは、地域医療体制を現状より悪化させないように認定等が行われる。各都道府県においては、把握したプログラムの内容を踏まえ、本年5月末の専門医機構によるプログラム認定までの間に、各都道府県内でプログラムの配置に明らかな偏在がないよう、また、研修施設の基準を満たし専門研修を実施する必要がある医療機関が研修施設から外れることのないよう、上記1の場合等を活用して地域の関係者による協議、調整※を図ること。

※ 調整の結果、申請したプログラムの修正が必要になった場合、基幹施設からプログラムの変更申請ができる予定

3. プログラム作成時における医療機関からの相談

- 研修施設は、プログラム作成時における外部施設等との関係について、専門医機構に対する申立てができることとされている。各都道府県においては、医療機関から、プログラム作成時の外部施設等との関係について相談を受けたときは、必要に応じ、上記1の場合等を活用して協議、調整を図るほか、本省及び専門医機構と連携して対応すること。

以上